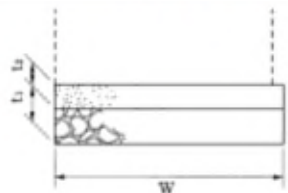
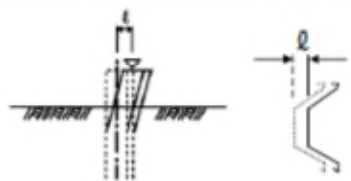
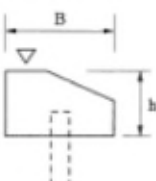
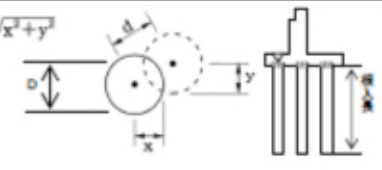
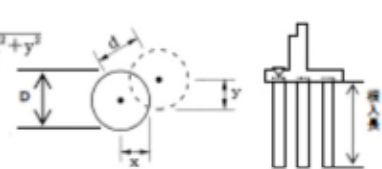
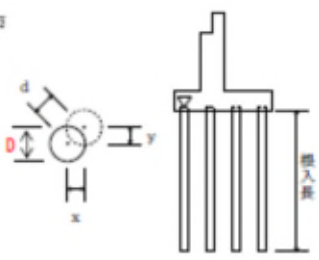


土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行（平成 31 年度）	改 定（令和 2 年度）	改定理由
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第 1 章 1-1-<u>23</u>「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 7. そ の 他 （2）情報化施工 1,000m³ 以上の土工を扱う工事、1 件工事における施工面積が 1.0ha 以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（<u>平成 31 年 3 月</u> 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。 （http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html）	土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第 1 章 1-1-<u>24</u>「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 1. 目 的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。 7. そ の 他 （2）情報化施工 1,000m³ 以上の土工を扱う工事、1 件工事における施工面積が 1.0ha 以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（<u>令和 2 年 4 月</u> 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。 （http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html）	表記の修正 諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容					改定理由
出来形管理基準及び規格値 (単位mm)					諸基準類の改定に伴う修正
1 基礎工関係	1-1	基礎工 (栗石・クラッシャラン) 均しコンクリート	測定項目	規 格 値	
			幅W	設計値以上	
			厚さ t_1 、 t_2	-30	
			延長L	各構造物の規格値による。	
	1-2	矢板工 [指定仮設・任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート鋼矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	
			根入長	設計値以上	
			変位 δ	100	
	1-3	笠コンクリート工 基礎工 (護岸)	基準高▽	±30	
			幅B	-30	
			高さh	-30	
			延長L	-200	
	1-4	既製杭工	基準高▽	±50	
			根入長	設計値以上	
			偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内	
			傾斜	1/100 以内	
	1-5	場所打杭工	基準高▽	±50	
			根入長	設計値以上	
			偏心量 d	100 以内	
			傾斜	1/100 以内	
			杭径 D	(設計径(公称径)-30) 以上	
	1-6	深礎工	基準高▽	±50	
			根入長	設計値以上	
偏心量 d			150 以内		
傾斜			1/50 以内		
基礎径 D			設計径 (公称径) 以上※		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン (令和 2 年 4 月) 2 出来形管理用 T S 技術 (8) 出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		
基準高は、施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、変位は、施工延長 25m につき 1 箇所、延長 25m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認するものとし「基準高」と「延長」を測定する。		
全数について杭中心で測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定する。 ※ラッパプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は、補強リングの内径とし、スクリュー杭の場合は、スクリュー等の土留め構造の内径にて測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容					改 定 理 由
6 土工関係	6-1	掘削工	測定項目	規 格 値	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 2 年 4 月）2 出来形管理用 T S 技術（8）出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面図位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。
			基準高▽	±50	
			幅W	－100	
			法長 $\ell < 5\text{m}$	－200	
			法長 $\ell \geq 5\text{m}$	法長－4%	
	6-2	盛土工 (路体・路床)	測定項目	規 格 値	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 2 年 4 月）2 出来形管理用 T S 技術（8）出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面図位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。
			基準高▽	±50	
			幅 W_1, W_2	－100	
			法長 $\ell < 5\text{m}$	－100	
			法長 $\ell \geq 5\text{m}$	法長－2%	
	6-3	法面整形工	厚さ t	※－30	施工延長 50m につき 1 箇所延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用。

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

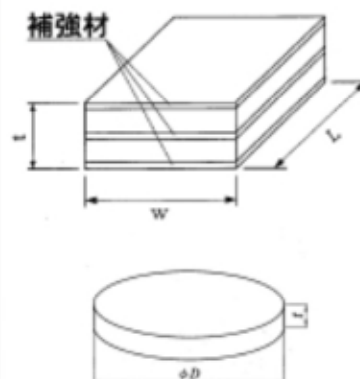
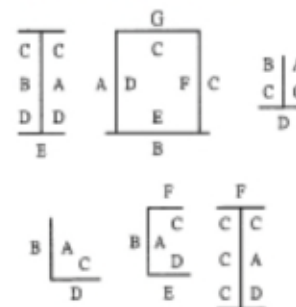
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容						改 定 理 由				
13 工場製作工（構梁）関係	13-10	金属支承工	上・下部鋼構造物との接合用ボルト孔	測定項目		規格値	製品全数を測定する。 <u>※1）ガス切断寸法を準用する。</u> <u>※2）片面のみの削り加工の場合も含む。</u> <u>※3）ソールプレート</u> の接触面の横軸及び横軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用する <u>ものとする。</u> <u>※4）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。</u> <u>※5）組み立て後に測定</u>			
				孔の直径差						+2 -0
				中心距離	<u>ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ</u>					
					≦1000 mm	1 以下				
					<u>ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ</u>					
			アンカーボルト用孔（鑄放し）	ドリル加工孔	≦100 mm	+3 -1				
					>100 mm	+4 -2				
				孔の中心距離 <u>※1</u>		JIS B 0403- <u>1995</u> CT13				
			センターボス	ボスの直径		+0 -1				
				ボスの高さ		+1 -0				
			<u>ボス</u> <u>※5</u>	<u>ボスの直径</u>		<u>+0</u> <u>-1</u>				
				<u>ボスの高さ</u>		<u>+1</u> <u>-1</u>				

測定基準	測定箇所	摘要

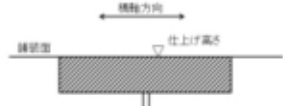
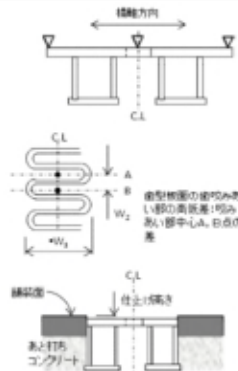
諸基準類の改定に伴う修正	
--------------	--

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容						改 定 理 由						
13 工場製作工（橋梁）関係	13-11	大型ゴム支承	幅 W	W, L, D ≤ 500 mm	0 ~ +5	製品全数を測定する。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差						
				長さ L	500 < W, L, D ≤ 1500				0 ~ +1%			
					直径 D				1500 < W, L, D	0 ~ +15		
			厚さ t	t ≤ 20 mm	±0.5							
				20 < t ≤ 160	±2.5%							
				160 < t	±4							
			相対誤差	W, L, D ≤ 1000 mm	1							
				1000 mm < W, L, D	(W, L, D) / 1000							
	13 工場製作工（橋梁）関係	13-12	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)				±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
		13-13	工場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90% 以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70% 以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20% 以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。				外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m ² とする。1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回を行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 m ² に満たない場合は 10 m ² ごとに 1 点とする。	1. 測定位置 1 測定断面当たり、けたはすべて、対角線、横線は適当な 3 カ所を選定し測定する。 2. 測定箇所 各測定位置での測定箇所は、部材の断面形状に従って次のとおりとする。  3. 測定箇所数は、工事数量の規模に応じて同一塗装系、同一塗装方法、部材種別、作業姿勢等で 500 m ² 単位のロットごとに 25 カ所以上となるようにする。		

諸基準類の改定に伴う修正

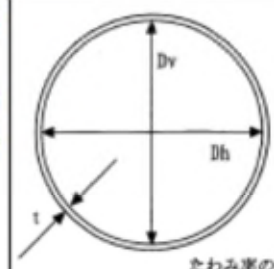
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容										改 定 理 由	
	番 号	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測 定 箇 所	摘 要			
				コンクリート橋	鋼 橋						
15 橋梁上部工関係	15-4	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		±5		支承全数を測定する。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合ば水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				
			可動支承の移動可能量 注 2)		設計移動量以上						
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋					
					±5	$\pm (4+0.5 \times (B-2))$					
			水平度	橋軸方向	1/100						
				橋軸直角方向							
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5						
	可動支承の機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上								
	15-5	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)		±5		支承全数を測定する。 B : 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認する。 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				
			可動支承の移動可能量 注 2)		設計移動量以上						
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋					
					±5	$\pm (4+0.5 \times (B-2))$					
			水平度	橋軸方向	1/300						
				橋軸直角方向							
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5						
	可動支承の機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上								
	15-6	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	据付け高さ		±3		高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に 3m の直線定規で測って凹凸 3mm 以下				
			表面の凹凸		3						
			仕上げ高さ		舗装面に対し 0~+3						
	15-7	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ		±3		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各 3 点計 9 点。 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に 3m の直線定規で測って凹凸 3mm 以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3 点。			
				橋軸方向各点誤差の相対差		3					
			表面の凹凸		3						
			歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2						
			歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁		±2						
歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂			±5								
仕上げ高さ			舗装面に対し 0~-2								

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容					改 定 理 由		
22 管水路関係	22-1	管体基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50m につき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10m につき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定 ただし、管体基礎工において「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和2年4月) 2 出来形管理用TS技術(8) 出来形管理」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置ごとの管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。	 ジョイント間隔測定位置	延長は管種、管径別に測定
			幅	-100			
			厚さ	-10%以内			
		管体 (強化プラスチック複合管、ダクトイル鋳鉄管、PC管、RC管)	中心線のずれ	直線部・曲線部 100	ジョイント間隔については 1 本毎に測定		
			基準高▽	±30			
			弁類等位置	直線部・曲線部 100			
			接合間隔	別表ア～ウによる			
			延長	-0.1%ただし延長 200m 未満 -200			
		管体 (鋼管)	中心線のずれ	±45	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50m につき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10m につき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定		
			基準高▽	±30			
			延長	-0.1%ただし延長 200m 未満 -200			
		管体 (硬質塩化ビニール管)	中心線のずれ	±120	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長 50m につき 1 箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長 10m につき 1 箇所測定 上記未满是 2 箇所測定		
			基準高▽	±50			
			延長	-0.1%ただし延長 200m 未満 -200			
		管体 (強化プラスチック複合管、ダクトイル鋳鉄管、鋼管)	たわみ率	±5%	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割で測定 上記未满是 2 箇所測定 測定は定尺管の中央部とする測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする (測点間隔は 50m を原則とする。)	 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚	管径 900 mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	比量の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法使用 14]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。			○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			○	
							・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
7 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の洗い試験	付5-3による	設計図書による。		様式(5)にまとめる。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定度試験	JIS A 1122	設計図書による。				

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔 の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10 孔 の測定値が得がたい場合は3 孔 の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3 孔 のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10 孔 で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10 孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10 孔 追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10 孔 、合計20 孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3 孔 以上で測定する。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
8. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [14]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [14]-73	呈色なし		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [14]-80	1.5%以下			○	

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改 定 箇 所								改定理由
品質管理基準及び規格値								
工種	種別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
8. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg／ℓ 以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生・粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のものの	○
								諸基準の改定により修正
								諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所								改定理由	
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正	
工種	種別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要		試験成績表等による確認
8. 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 14J-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 12J-16	2.36mmふるい：±15%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 12J-16	75μmふるい：±6%以内				
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
9. アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる						

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改定箇所								改定理由
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正
10. セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧【4J-102】	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理科に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧【4J-68】	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧【4J-167】	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改定箇所								改定理由
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
11. アスファルト舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法使用 [Z]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法使用 [Z]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法使用 [Z]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法使用 [Z]-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm³以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工使用参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工使用参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工使用参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工使用参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工使用参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミフローニアスファルト：表3.3.4			○

工 種	品質管理基準及び規格値
-----	-------------

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [Z]-212	舗装施工便覧参照 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [Z]-224	舗装施工便覧参照 ・ セミプローンアスファルト：表3.3.4		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [Z]-289	舗装施工便覧参照 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回／日 随時	○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [Z]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [Z]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	設計図書による。		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		必須	計量自記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自己記録のデータによる。	次表による。	品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない。 (イ) 第1次合格判定 個々の計量値が表1に示す合格判定値Iをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個以内でなければならない。 (ロ) 第2次合格判定 1次合格判定において、合格判定値Iをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表2に示す合格判定値IIをはずれるものが、表層、基層にあつては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあつては、100個のうち7個以内でなければならない。		

諸基準の改定により修正

諸基準の改定により修正

諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所								改定理由
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₅ 96%以上 X ₀ 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔 の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10 孔 の測定値が得がたい場合は3 孔 の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3 孔 のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10 孔 で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10 孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10 孔 追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10 孔 、合計20 孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3 孔 以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
12. 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案）※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回／日。		○

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所								改定理由	
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正	
工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要		試験成績表等による確認
12. 転圧 コンクリート	製 造 （プラント）（JISマーク表示されたレディミ	そ の 他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○
						工事開始前及び工事中1回／年以上。			○
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による			2回／日以上
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。		○
	施 工	必 須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			マーシャル突き詰め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				
			ランマー突き詰め試験		目標値の±1.5%				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。			
			温度測定（コンクリート）	温度計による		2回／日（午前・午後）以上			
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）			
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000mに1個の割合でコアを採取して測定			

20 / 31

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
13 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法					
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		諸基準の改定により修正	
		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				
		含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。				
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [4]-284 （ベッグルマン式）	ブルーフローリングでの不良箇所について実施						

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
				最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法					
				または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、「IS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区间で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 (ペンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改定箇所								改定理由
品質管理基準及び規格値								諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
17 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
	その		土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		設計図書による。		
							○	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： <u>舗装調査・試験法便覧</u> <u>[4]-256</u> <u>突砂法</u>	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 道 路 土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）			
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			土の含水比試験	JIS A 1203					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		当初及び土質の変化した時。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 141-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			

土木工事施工管理基準及び規格値

新旧対比表

改 定 箇 所								改定理由	
品質管理基準及び規格値									
工種	種別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
20 道 路 土 工	施 工	必 須		または、 「RTI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、 「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。				
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。				
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ハンゲルマンビーム）		ブルーローリングでの不良箇所について実施				
		球体落下試験	付表	D=6.3cm以下	路体は1,000m ³ 毎に1回、路床は500m ³ 毎に1回主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。ただし、土量が5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000m ³ 未満の工事は、1回以上行う。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。			
		衝撃加速度試験	付表	密度管理として用いる場合は目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は基準となる衝撃加速度以上とする。	路体は1,000m ³ 毎に1回、路床は500m ³ 毎に1回行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。ただし、土量が5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000m ³ 未満の工事は、1回以上行う。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。			
		衝撃加速度試験	付表	設計図書による。	路体は1,000m3毎に1回、主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。但し、土量が5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000m3未満の工事は1回以上行う。	セメントや石灰などの固化材により改良した路体盛土の強度試験として適用することができる。			
									諸基準の改定により修正
									諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所								改定理由
品質管理基準及び規格値								
工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
27 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔 の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10 孔 の測定値が得がたい場合は3 孔 の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3 孔 のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10 孔 で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10 孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10 孔 追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10 孔 、合計20 孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3 孔 以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
								諸基準の改定により修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
28 路上表層再生工	施工	その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内				
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○	諸基準の改定により修正
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改定箇所									改定理由
品質管理基準及び規格値									諸基準の改定により修正
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法使用【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
			再生アスファルト量		アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法使用【3】-63	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験				耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験				耐磨耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時			
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法使用【3】-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 孔 の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10 孔 の測定値が得がたい場合は3 孔 の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3 孔 のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10 孔 で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10 孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10 孔 、合計20 孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3 孔 以上で測定する。		
30 工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認出来ること。		○	
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。		
			外観検査（付属部材）	目視及び計測					

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 （平成31年度）	改 定 （令和2年度）	改定理由
写真管理基準（案） 2. 撮影 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成31年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。 （100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。 4. その他 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。	写真管理基準（案） 2. 撮影 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。 （100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。 4. その他 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を参照のこと。	諸基準の改定により修正 国土交通省 土木工事共通仕様書と整合を図り修正 （動画に縦横比を指定することは適切ではないため。） 国土交通省 土木工事共通仕様書と整合を図り修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 （平成31年度）	改 定 （令和2年度）	改定理由
別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 2. 撮 影 2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（ 平成31年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 2. 撮 影 2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（ 令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	諸基準の改定により修正